

平成 25 年度第 2 5 回人事委員会定例会会議結果

1 開催日時 平成 25 年 12 月 12 日 (木) 午後 1 時 30 分

2 開催場所 委員室

3 出席者 委員長 熊谷 隆司
委員 伊藤 方子
委員 飛澤 重嘉

事務局長 佐藤 義昭
総括課長 花山 智行

4 議題

(1) 会議の公開・非公開の決定

会議の冒頭、協議事項 1、協議事項 2、報告事項 1 及び報告事項 2 を非公開とする旨決定

(2) 議題

議案第 1 号 公平事務委託市町村等の管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について

(公 開)

議案第 2 号 へき地手当等に関する規則の一部改正について

(公 開)

協議事項 1 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則について

(非公開)

協議事項 2 労働基準及び労働安全衛生に関する事業場調査結果に係る指導について

(非公開)

報告事項 1 平成 25 年度岩手県職員 (考古学(埋蔵文化財)を専門とする行政職)の選考について

(非公開)

報告事項 2 不利益処分についての不服申立て事案の状況について

(非公開)

報告事項 3 岩手県議会 12 月定例会の状況について

(公 開)

5 審議の状況 (結果)

(1) 公開とした会議

〔議案第 1 号〕 資料はこちら

岩手郡滝沢村が滝沢市となること等に伴い、公平事務委託市町村等の管理職員等の範囲を定める規則を一部改正しようとするについて、決定した。

〔議案第 2 号〕 資料はこちら

岩手郡滝沢村が滝沢市となること等に伴い、へき地手当等に関する規則を一部改正しようとするについて、決定した。

〔報告事項 3〕

岩手県議会 12 月定例会の状況について、報告した。

(2) 非公開とした会議

〔協議事項 1〕

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則について、協議した。

〔協議事項2〕

労働基準及び労働安全衛生に関する事業場調査結果に係る指導について、協議した。

〔報告事項1〕

平成25年度岩手県職員（考古学(埋蔵文化財)を専門とする行政職の選考について、報告した。

〔報告事項2〕

不利益処分についての不服申立て事案の状況について、報告した。

6 傍聴人 なし

岩手県人事委員会議についての問い合わせ

岩手県盛岡市内丸10番1号 岩手県人事委員会事務局職員課

電話 019-629-6236

FAX 019-629-6239

メール DD0002@pref.iwate.jp

議案第 1 号

公平事務委託市町村等の管理職員等の範囲を定める規則の一部改正 について

平成 25 年 12 月 12 日提出 岩手県人事委員会 委員長 熊谷 隆司

第 1 改正の趣旨

岩手郡滝沢村が滝沢市となること等に伴い、公平事務委託市町村等の管理職員等の範囲を定める規則を一部改正しようとするものである。

第 2 改正の内容

- 1 岩手郡滝沢村が滝沢市となることに伴う指定内申があったことから、管理職員等を追加指定すること。(別表第 1 関係)
- 2 既に管理職員等に指定されている職のうち、組織の現状、分掌事務及びその有する権限から見て指定しておくことが適当でない職を削ること。(別表第 1 関係)
- 3 雫石・滝沢環境組合を滝沢・雫石環境組合と変更すること。(別表第 2 関係)
- 4 その他所要の改正を行うこと。(別表第 1 関係)

第 3 施行期日(附則関係)

平成 26 年 1 月 1 日から施行すること。

公平事務委託市町村等の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年12月 日

岩手県人事委員会

委員長 熊谷 隆 司

岩手県人事委員会規則第 号

公平事務委託市町村等の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

公平事務委託市町村等の管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年岩手県人事委員会規則第22号）の一部を次のように改正する

改正前	改正後																										
<p>別表第1 市町村（第2条関係）</p> <p>1～12 [略]</p>	<p>別表第1 市町村（第2条関係）</p> <p>1～12 [略]</p> <p>13 滝沢市</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">組 織</th> <th style="text-align: center;">職 員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>議会の事務局</td> <td>事務局長</td> </tr> <tr> <td>市長の 事務局</td> <td>本庁 会計管理者 部長 課長 室長 人事課の主査（人事、給与及びサービスの事務を担当する者に限る。） 財務課の主査（予算の事務を担当する者に限る。）</td> </tr> <tr> <td>教育委 員会の 事務局 等</td> <td>事務局 教育長 部長 課長（担当課長を除く。） 室長</td> </tr> <tr> <td></td> <td>小学校 及び中 学校</td> </tr> <tr> <td></td> <td>学校給 食セン ター</td> </tr> <tr> <td>選挙管理委員会 の事務局</td> <td>書記長</td> </tr> <tr> <td>監査委員の事務 局</td> <td>事務局長</td> </tr> <tr> <td>農業委員会の事 務局</td> <td>事務局長</td> </tr> </tbody> </table> <p>13 [略]</p> <p>14 [略]</p> <p>15 [略]</p> <p>16 [略]</p> <p>16 滝沢村</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">組 織</th> <th style="text-align: center;">職 員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>議会の事務局</td> <td>事務局長</td> </tr> <tr> <td>村長の事務部局</td> <td>会計管理者 部長 課長 室長</td> </tr> <tr> <td>教育委 事務局</td> <td>教育長 部長 課長（担当課長を除く。）</td> </tr> </tbody> </table>	組 織	職 員	議会の事務局	事務局長	市長の 事務局	本庁 会計管理者 部長 課長 室長 人事課の主査（人事、給与及びサービスの事務を担当する者に限る。） 財務課の主査（予算の事務を担当する者に限る。）	教育委 員会の 事務局 等	事務局 教育長 部長 課長（担当課長を除く。） 室長		小学校 及び中 学校		学校給 食セン ター	選挙管理委員会 の事務局	書記長	監査委員の事務 局	事務局長	農業委員会の事 務局	事務局長	組 織	職 員	議会の事務局	事務局長	村長の事務部局	会計管理者 部長 課長 室長	教育委 事務局	教育長 部長 課長（担当課長を除く。）
組 織	職 員																										
議会の事務局	事務局長																										
市長の 事務局	本庁 会計管理者 部長 課長 室長 人事課の主査（人事、給与及びサービスの事務を担当する者に限る。） 財務課の主査（予算の事務を担当する者に限る。）																										
教育委 員会の 事務局 等	事務局 教育長 部長 課長（担当課長を除く。） 室長																										
	小学校 及び中 学校																										
	学校給 食セン ター																										
選挙管理委員会 の事務局	書記長																										
監査委員の事務 局	事務局長																										
農業委員会の事 務局	事務局長																										
組 織	職 員																										
議会の事務局	事務局長																										
村長の事務部局	会計管理者 部長 課長 室長																										
教育委 事務局	教育長 部長 課長（担当課長を除く。）																										

員会の		く。) 室長	
事務局	小学校	校長 副校長	
等	及び中 学校		
	公民館	館長	
	学校給 食セン ター	所長	
選挙管理委員会 の事務局		書記長	
監査委員の事務 局		事務局長	
農業委員会の事 務局		事務局長	
17～32 [略]			17～32 [略]
別表第2 一部事務組合(第2条関係)			別表第2 一部事務組合(第2条関係)
1～19 [略]			1～19 [略]
20 雫石・滝沢環境組合 [略]			20 滝沢・雫石環境組合 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。			

附 則

この規則は、平成26年1月1日から施行する。

H25管理職員検討表

番号	市町村等 規則順	組名	組織	検討対象の職		管理職員等指定基準				備考	
				所属名	職名	内申状況	格付	部下数	該当基準		指定要否
1	1-16	滝沢村	村長の事務 部局	本庁	主査(人事、給 与及び服務の事 務を担当する者 に限る。)	新規	行3	-	第1-8 要	指定要否	新たな基準が適用され、管理職 員等に該当することとなつたも の。
					財務課	新規	行3	-	第1-8 要	指定要否	
	1-13	滝沢市	市長の事務 部局	公民館	主査(予算の事 務を担当する者 に限る。)	削除	-	-	-	削除	部下職員の減少による。
2	2-20	栗石・滝沢環境組合	教育委員会 の事務局	公民館	館長	削除	-	-	-	削除	名称の変更による。
		滝沢・栗石環境組合	滝沢環境組合		削除	-	-	-	-	削除	

公平事務委託市町村等
管理職員等指定基準

岩手県人事委員会

公平事務委託市町村等管理職員等指定基準

平成 19 年 3 月 1 日 岩手県人事委員会議決

第 1 趣旨

この基準は、岩手県人事委員会に公平事務を委託している市町村、一部事務組合及び広域連合（以下「公平事務委託市町村等」という。）について、地方公務員法第 52 条第 4 項の規定に基づき岩手県人事委員会が定める「公平事務委託市町村等の管理職員等の範囲を定める規則」（昭和 41 年 8 月 19 日人事委員会規則第 22 号）における管理職員等の指定基準及び指定手続について定めるものである。

第 2 指定基準

1 市

本庁にあっては別表第 1 に、公の施設等にあっては別表第 2 に掲げるいずれかの項目に該当する職は、当該職への専任者の配置の有無にかかわらず、原則として管理職員等の職として指定する。

2 町村

本庁にあっては別表第 3 に、公の施設等にあっては別表第 4 に掲げるいずれかの項目に該当する職は、当該職への専任者の配置の有無にかかわらず、原則として管理職員等の職として指定する。

3 一部事務組合及び広域連合

別表第 5 のいずれかの項目に該当する職は、当該職への専任者の配置の有無にかかわらず、原則として管理職員等の職として指定する。

第 3 管理職員等の指定手続

1 管理職員等の職の指定に当たっては、岩手県人事委員会は、当該公平事務委託市町村等からの「公平事務委託市町村等の管理職員等の範囲を定める規則」改正の内申を求めるものとする。ただし、法改正等による文言整理等実質的な指定内容に変更がないと認められる職については、同規則の改正内申によらず、岩手県人事委員会の職権により当該公平事務委託市町村等の了解を得て指定することがある。

2 第 2 の基準により難い特別の事情がある旨公平事務委託市町村等から申出があった場合には、岩手県人事委員会は、当該公平事務委託市町村等の組織機構、分掌する事務の内容、権限の分配等について詳細に説明した資料の提出を求め、個別に協議するものとする。

3 上記 2 の協議を行った場合には、岩手県人事委員会は、地方公務員法第 52 条第 3 項の規定の趣旨及び他市町村等の状況を勘案して指定の要否を判断するものとする。

第 4 管理職員等の指定の根拠条項について

別表 1 から別表 5 における管理職員等の指定に関する地方公務員法第 5 2 条第 3 項ただし書きの根拠条項の区分は次のとおりとする。

- 1 ただし書 重要な行政上の決定を行う職員
- 2 ただし書 重要な行政上の決定に参画する管理的地位にある職員
- 3 ただし書 職員の任免に関して直接の権限を持つ監督的地位にある職員
- 4 ただし書 職員の任免、分限、懲戒若しくは服務、職員の給与その他の勤務条件又は職員団体との関係についての当局の計画及び方針に関する機密の事項に接し、そのためにその職務上の義務と責任とが職員団体の構成員としての誠意と責

任とに直接に抵触すると認められる監督的地位にある職員

- 5 ただし書 その他職員団体との関係において当局の立場に立って遂行すべき職務を担当する職員(重要な政策権限は有しないが、部下職員の服務権限を有する等、当局の立場に立って部下を指揮監督する職員を含む。)

附 則 本基準は、平成 19 年 4 月 1 日以降に施行する「公平事務委託市町村等の管理職員等の範囲を定める規則」の改正から適用する。

別表 第 1 (市 本庁)

任命権者	管理職員として指定する職	根拠条項
議会事務局	1 事務局の長の職	ただし書
	2 事務局の長の職を直接補佐する職(市長の事務部局における室若しくは課又はこれに相当する組織の長と同等以上の格付けの職に限る。)	ただし書
市長の事務部局	3 会計管理者の職	ただし書
	4 部長及び部長を直接補佐する職又はこれらと同等の格付の職で、かつ、同等の権限を有する職	ただし書 ただし書
	5 室若しくは課又はこれに相当する組織の長の職	ただし書
	6 室若しくは課又はこれに相当する組織の長と同等の格付けにあり、行政改革等の組織の改革において重要な行政上の決定を担当する職	ただし書
	7 秘書、人事、給与、服務、職員団体、予算、法規審査若しくは庁舎管理に関する事務を分掌する室若しくは課又はこれに相当する組織の長を直接補佐する職にあり、かつ、当該事務を担当する者	ただし書 ただし書
	8 秘書、人事、給与、服務、職員団体、予算、法規審査若しくは庁舎管理に関する事務を分掌する室若しくは課又はこれに相当する組織で、当該事務を担当する係長又はこれに相当する職	ただし書 ただし書
教育委員会の事務局等	9 教育長及び教育次長又は教育次長に相当する職	ただし書
	10 室若しくは課又はこれに相当する組織の長の職	ただし書
	11 人事、給与、服務若しくは職員団体に関する事務を分掌する室若しくは課又はこれに相当する組織の長を直接補佐する職にあり、かつ、当該事務を担当する者	ただし書 ただし書
選挙管理委員会、監査委員及び農業委員会の事務局	12 事務局の長の職(服務上の権限を有する部下職員 1 名以上の組織に限る。)	ただし書

備考 「部下職員」とは、当該組織における専任職員を指し、兼務(併任)職員は含めないものとする。

別表 第2 (市 公の施設等)

任命権者	管理職員として指定する職	根拠条項
共通	1 比較的規模の大きい公の施設等の長の職（長が非常勤職員の場合は次席の者）で、服務上の権限を有する者（部下職員5名以上の施設に限る）	ただし書
市長の事務 部局	2 総合出先機関の長の職	ただし書
	3 総合出先機関の長の職を直接補佐する職（本庁における室若しくは課又はこれに相当する組織の長と同等以上の格付けの職に限る。）	ただし書
	4 総合出先機関において本庁における室若しくは課又はこれに相当する組織と同等の組織の長の職	ただし書
	5 福祉事務所及び保育所等福祉に関する事務を所掌する機関の長の職（部下職員5名以上の組織に限る。）	ただし書
	6 病院、診療所及び歯科診療所の長の職	ただし書
	7 病院及び診療所の長の職を直接補佐する職	ただし書
教育委員会 の事務局等	8 総合出先機関において本庁における室若しくは課又はこれに相当する組織と同等の組織の長の職	ただし書
	9 小中学校の校長及び教頭	ただし書
	10 幼稚園の園長（部下職員5名以上の組織の長に限る。）	ただし書

備考1 「総合出先機関」とは、市町村合併等の結果、本庁舎とそれ以外の庁舎の関係について「総合支所方式（本庁機能を有する組織に対し一定区域の行政を担う組織が別があり、当該組織に総合支所長など統括する職がある場合）を採用した場合における合併前の旧市町村の本庁に相当する規模の組織を指し、住民窓口のみを担う出張所等は含まない。

なお、本庁舎とそれ以外の庁舎の関係について「分庁舎方式」（本庁機能を有する組織が本庁舎以外の庁舎にもある場合）を採用した場合は、当該分庁舎の組織は本庁の組織とみなす。

備考2 「部下職員」とは、当該組織における専任職員を指し、兼務（併任）職員は含めないものとする。

備考3 「病院及び診療所の長の職を直接補佐する職」とは、副院長、事務局長、総看護師長等病院等の運営に携わる地位にある職をいうものとする。

別表 第3 (町村 本庁)

任命権者	管理職員として指定する職	根拠条項
議会事務局	1 事務局の長の職	ただし書
町村長の事務部局	2 会計管理者の職	ただし書
	3 部長及び部長を直接補佐する職又は部長がいない場合に室若しくは課又はこれに相当する組織の長の職より上位の格付の職	ただし書
	4 室若しくは課又はこれに相当する組織の長の職	ただし書
	5 秘書、人事、給与、服務、職員団体、予算、法規審査若しくは庁舎管理の事務を分掌する室若しくは課又はこれに相当する組織の長を直接補佐する職にあり、かつ、当該事務を担当する者	ただし書 ただし書
教育委員会の事務局等	6 教育長及び教育次長又は教育次長に相当する職	ただし書
	7 町村長部局と同等の室若しくは課又はこれに相当する組織を設置している場合、当該組織の長の職	ただし書
	8 町村長部局と同等の人事、給与、服務若しくは職員団体に関する事務を分掌する室若しくは課又はこれに相当する組織の長を直接補佐する職にあり、かつ、当該事務を担当する者。	ただし書 ただし書
選挙管理委員会、監査委員及び農業委員会の事務部局	9 事務局の長の職（服務上の権限を有する部下職員1名以上の組織に限る。）	ただし書

備考 「部下職員」とは、当該組織における専任職員を指し、兼務（併任）職員は含めないものとする。

別表 第4 (町村 公の施設等)

任命権者	管理職員として指定する職	根拠条項
共通	1 比較的規模の大きい公の施設等の長の職（長が非常勤職員の場合には次席の者）で、服務上の権限を有する者（部下職員5名以上の施設に限る）	ただし書
町村長の事務部局	2 保育所等福祉に関する事務を所掌する機関の長の職（部下職員5名以上の組織に限る。）	ただし書
	3 病院、診療所及び歯科診療所の長の職	ただし書
	4 病院及び診療所の長の職を直接補佐する職	ただし書
教育委員会の事務局等	5 小中学校の校長及び教頭	ただし書
	6 幼稚園の園長（部下職員5名以上の組織に限る）	ただし書

備考1 「部下職員」とは、当該組織における専任職員を指し、兼務（併任）職員は含めないものとする。

備考2 「病院及び診療所の長の職を直接補佐する職」とは、副院長、事務局長、総看護師長等病院等の運営に携わる地位にある職をいうものとする。

別表 第5 (一部事務組合及び広域連合)

任命権者	管理職員として指定する職	根拠条項	
共通	1 会計管理者の職（地方自治法第292条関係）	ただし書	
	2 事務局の長の職	ただし書	
	専任職員数 10人以上の団体	3 事務局の長の職を直接補佐する職にあり、かつ、秘書、人事、給与、服務、職員団体、予算、法規審査若しくは庁舎管理の事務を担当する者	ただし書
		4 組合等を構成する市町村の本庁における室若しくは課又はこれに相当する組織の長と同等の職位にある者で服務上の権限を有する者（部下職員3名以上の組織に限る）	ただし書 ただし書
		5 秘書、人事、給与、服務、職員団体、予算、法規審査若しくは庁舎管理の事務を分掌する課又はこれに相当する組織の長を直接補佐する職（組合等を構成する市町村の本庁における室若しくは課又はこれに相当する組織の長を直接補佐する職と同等以上の職位にある者に限る）	ただし書 ただし書
	専任職員数 10人未満の団体	6 事務局の長の職を直接補佐する職（事務局の長が専任の職ではない場合に限る）	ただし書

備考 「部下職員」とは、当該組織における専任職員を指し、兼務（併任）職員及び消防職員は含めないものとする。

議案第 2 号**へき地手当等に関する規則の一部改正について**

平成25年12月12日提出 岩手県人事委員会 委員長 熊谷 隆司

第 1 趣旨

岩手郡滝沢村が滝沢市となることに伴い、所要の整備をしようとするものである。

第 2 規則案の内容

- (1) 岩手郡滝沢村が滝沢市となることに伴い、所要の整備をすること。（別表第 1 関係）
- (2) その他所要の整備をすること。（別表第 1 関係）

第 3 施行期日（附則関係）

平成26年 1 月 1 日から施行すること。

へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年12月 日

岩手県人事委員会

委員長 熊谷隆司

岩手県人事委員会規則第 号

へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則

へき地手当等に関する規則（昭和35年岩手県人事委員会規則第21号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
別表第1（第2条、第3条関係）				別表第1（第2条、第3条関係）			
小学校				小学校			
所管教育事務所	学校	所在地	級別区分	所管教育事務所	学校	所在地	級別区分
盛岡教育事務所	[略]	[略]	[略]	盛岡教育事務所	[略]	[略]	[略]
	田山小学校	八幡平市下モ川原			田山小学校	八幡平市下モ川原	
	大村小学校	岩手郡雫石町南畑			大村小学校	岩手郡雫石町南畑	
	[略]	[略]			[略]	[略]	
	江刈小学校	岩手郡葛巻町江刈			江刈小学校	岩手郡葛巻町江刈	
	姥屋敷小学校	岩手郡滝沢村鶴飼			姥屋敷小学校	滝沢市鶴飼安達	
	[略]	[略]			[略]	[略]	
宮古教育事務所	[略]	[略]	[略]	宮古教育事務所	[略]	[略]	[略]
	亀岳小学校	宮古市大字田代			亀岳小学校	宮古市田代	
	[略]	[略]			[略]	[略]	
	千鶏小学校	宮古市大字重茂			千鶏小学校	宮古市重茂	
	[略]	[略]			[略]	[略]	
	門馬小学校	宮古市門馬田代			門馬小学校	宮古市区界	
	[略]	[略]			[略]	[略]	
	[略]	[略]			[略]	[略]	
	[略]	[略]			[略]	[略]	
中学校				中学校			
所管教育事務所	学校	所在地	級別区分	所管教育事務所	学校	所在地	級別区分
盛岡教育事務所	[略]	[略]	[略]	盛岡教育事務所	[略]	[略]	[略]
	安代中学校	八幡平市清水			安代中学校	八幡平市清水	
	葛巻中学校	岩手郡葛巻町葛巻			姥屋敷中学校	滝沢市鶴飼安達	
	江刈中学校	岩手郡葛巻町江刈			葛巻中学校	岩手郡葛巻町葛巻	
	姥屋敷中学校	岩手郡滝沢村鶴飼			江刈中学校	岩手郡葛巻町江刈	

[略]	[略]
[略]	[略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、平成26年1月1日から施行する。

第五十条第一項第三号の二中「疲労」の下に「、天災」を加え、同号の次に次の一号を加える。
 三の三 事業用自動車の運行中疾病、疲労、天災その他の理由により安全な運転を継続することができないおそれがあるときは、その旨を当該旅客自動車運送事業者に申し出るこ

附則
 一 この省令は、平成二十六年五月一日から施行する。ただし、第四十七条の二の改正規定及び次項の規定は、平成二十五年十月一日から施行する。
 二 第四十七条の二の改正規定の施行の際に一般乗合旅客自動車運送事業（法第三十五条第一項の規定による一般貸切旅客自動車運送事業者に対する管理の委託に係る許可を受けているものに限る。）又は一般貸切旅客自動車運送事業（その事業の規模がこの省令による改正前の旅客自動車運送事業運輸規則第四十七条の二第一項に規定する規模未満であるものに限る。）を営む内閣府、総務省、財務省、厚生労働省、国土交通省、環境省、農林水産省、経済産業省、告示第一号

特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法（平成二十四年法律第五十五号）第三條第一項の規定に基づき、特定多国籍企業による研究開発事業及び統括事業の促進に関する基本方針（平成二十四年厚生労働省、農林水産省、国土交通省、環境省、経済産業省、告示第一号）同条第四項の規定に基づき公表する。
 平成二十五年八月二十三日

第二の2のロの(4)中「別表第一の二」を別表第一の二の表の上欄又は別表第一の五の表の上欄に「保有している」として在留するに「永住者の在留資格」を「入管法第二十二條第二項の規定に基づき永住者の在留資格への」に改め、同(4)に次のように加える。

む者は、第四十七条の二の改正規定の施行の日から三月以内に、安全管理規程の設定の届出及び安全統括管理者の選任の届出をするものとする。

告 示

内閣府告示第二百五号
 構造改革特別区域法（平成十四年法律第八十九号）第四條第九項の規定に基づき、平成二十五年八月九日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。
 平成二十五年八月二十三日

- 一、構造改革特別区域計画の作成主体の名称 大阪府及び大阪市
- 二、構造改革特別区域の名称 大阪市教育特区
- 三、構造改革特別区域の範囲 大阪市の全域
- 四、特定事業の名称（番号）については、構造改革特別区域法第三條第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。
- 五、学校設置会社による学校設置事業（八一六）

- 内閣総理大臣 安倍 晋三
- 総務大臣 新藤 義孝
- 財務大臣 麻生 太郎
- 厚生労働大臣 田村 憲久
- 農林水産大臣 林 芳正
- 経済産業大臣臨時代理 國務大臣 石原 伸晃
- 国土交通大臣 太田 昭宏
- 環境大臣 石原 伸晃

⑥ 特定活動（入管法第七條の二第一項の規定に基づき交付された在留資格認定証明書の在留資格欄に記載された在留資格が①から⑤までのいずれかに該当し、出入国管理及び難民認定法第七條第一項第二号の規定に基づき高度人材外国人等に係る同法別表第一の五の表の下欄（二に係る部分に限る。）に掲げる活動を定める件（平成二十四年法務省告示第二百六十六号）以下、高度人材告示」という。第二條の表イの項からハの項までの下欄に掲げるいずれかの活動を指定されて在留する者又は①から⑤までのいずれかの在留資格をもつて在留していた者で入管法第二十九條第三項の規定に基づき在留資格の変更の許可を受け、高度人材告示別表第一に掲げるいずれかの活動を指定されて在留するものに限る。）

⑦ 特定活動（入管法第七條の二第一項の規定に基づき交付された在留資格認定証明書の在留資格欄に記載された在留資格が①から⑤までのいずれかに該当し、高度人材告示第二條の表イの項からハの項までの下欄に掲げるいずれかの活動を指定されて在留する者又は①から⑤までのいずれかの在留資格をもつて在留していた者で入管法第二十九條第三項の規定に基づき在留資格の変更の許可を受け、高度人材告示別表第一に掲げるいずれかの活動を指定されて在留するものに限る。）

附則
 この告示は、平成二十五年八月二十三日から施行する。
 ○法務省告示第三百一十号
 秋田県由利本荘市役所保存の次の原戸籍が滅失した。
 平成二十五年八月二十三日
 法務大臣臨時代理 國務大臣 古屋 圭司

○外務省告示第二百八十八号
 平成二十五年六月二十七日にキシニョフで、円借款の供与に関する次の書簡の交換がモルドバ共和国政府との間に行われた。
 この交換公文は、平成二十五年八月六日に効力を生じた。
 平成二十五年八月二十三日
 外務大臣臨時代理 國務大臣 菅 義偉

○総務省告示第三百二十二号
 村を市とする処分
 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八條第三項の規定に基づき、岩手郡滝沢村を滝沢市とする旨、岩手県知事から届出があったので、同項の規定に基づき、告示する。
 右の処分は、平成二十六年一月一日からその効力を生ずるものとする。
 平成二十五年八月二十三日
 総務大臣 新藤 義孝

（訳文）
 書簡をもって啓上いたします。本使は、モルドバ共和国の経済の安定及び開発努力を促進するために供与される日本国の借款に関して日本国政府の代表者とモルドバ共和国政府の代表者との間で最近到達した次の了解を確認する光榮を有します。

住所表示変更等に伴う関係条例の整理に関する条例

【第67条のみ抜粋しています】

(滝沢市立学校設置条例の一部改正)

第67条 滝沢市立学校設置条例(昭和60年滝沢村条例第7号)の一部を次のように改正する。

第1条の表を次のように改める。

名称	位置
篠木小学校	滝沢市篠木中屋敷60番地
鶴飼小学校	滝沢市鶴飼洞畑87番地1
滝沢小学校	滝沢市外山86番地19
滝沢第二小学校	滝沢市巣子156番地8
滝沢東小学校	滝沢市狼久保795番地1
一本木小学校	滝沢市柳原22番地
姥屋敷小学校	滝沢市鶴飼安達117番地19
柳沢小学校	滝沢市柳沢1171番地

第2条の表を次のように改める。

名称	位置
滝沢南中学校	滝沢市鶴飼滝向11番地1
滝沢中学校	滝沢市外山86番地20
滝沢第二中学校	滝沢市巣子152番地91
一本木中学校	滝沢市巣子148番地
姥屋敷中学校	滝沢市鶴飼安達117番地19
柳沢中学校	滝沢市柳沢1171番地

第3条の見出しを「(委任)」に改める。

附 則

この条例は、平成26年1月1日から施行する。

滝沢村立学校設置条例の一部改正新旧対照表（第67条関係）

現 行	改 正 後																																				
滝沢村立学校設置条例	滝沢市立学校設置条例																																				
（小学校）	（小学校）																																				
第1条 <u>村立</u> の小学校を次のとおり設置する。	第1条 <u>市立</u> の小学校を次のとおり設置する。																																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>篠木小学校</td> <td>滝沢村篠木字中屋敷60番地</td> </tr> <tr> <td>鶺鴒小学校</td> <td>滝沢村鶺鴒字洞畑87番地1</td> </tr> <tr> <td>滝沢小学校</td> <td>滝沢村滝沢字外山86番地19</td> </tr> <tr> <td>滝沢第二小学校</td> <td>滝沢村滝沢字巣子156番地8</td> </tr> <tr> <td>滝沢東小学校</td> <td>滝沢村滝沢字狼久保795番地1</td> </tr> <tr> <td>一本木小学校</td> <td>滝沢村滝沢字柳原22番地</td> </tr> <tr> <td>姥屋敷小学校</td> <td>滝沢村鶺鴒字安達117番地19</td> </tr> <tr> <td>柳沢小学校</td> <td>滝沢村滝沢字柳沢1171番地</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	篠木小学校	滝沢村篠木字中屋敷60番地	鶺鴒小学校	滝沢村鶺鴒字洞畑87番地1	滝沢小学校	滝沢村滝沢字外山86番地19	滝沢第二小学校	滝沢村滝沢字巣子156番地8	滝沢東小学校	滝沢村滝沢字狼久保795番地1	一本木小学校	滝沢村滝沢字柳原22番地	姥屋敷小学校	滝沢村鶺鴒字安達117番地19	柳沢小学校	滝沢村滝沢字柳沢1171番地	<table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>篠木小学校</td> <td>滝沢市篠木中屋敷60番地</td> </tr> <tr> <td>鶺鴒小学校</td> <td>滝沢市鶺鴒洞畑87番地1</td> </tr> <tr> <td>滝沢小学校</td> <td>滝沢市外山86番地19</td> </tr> <tr> <td>滝沢第二小学校</td> <td>滝沢市巣子156番地8</td> </tr> <tr> <td>滝沢東小学校</td> <td>滝沢市狼久保795番地1</td> </tr> <tr> <td>一本木小学校</td> <td>滝沢市柳原22番地</td> </tr> <tr> <td>姥屋敷小学校</td> <td>滝沢市鶺鴒安達117番地19</td> </tr> <tr> <td>柳沢小学校</td> <td>滝沢市柳沢1171番地</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	篠木小学校	滝沢市篠木中屋敷60番地	鶺鴒小学校	滝沢市鶺鴒洞畑87番地1	滝沢小学校	滝沢市外山86番地19	滝沢第二小学校	滝沢市巣子156番地8	滝沢東小学校	滝沢市狼久保795番地1	一本木小学校	滝沢市柳原22番地	姥屋敷小学校	滝沢市鶺鴒安達117番地19	柳沢小学校	滝沢市柳沢1171番地
名称	位置																																				
篠木小学校	滝沢村篠木字中屋敷60番地																																				
鶺鴒小学校	滝沢村鶺鴒字洞畑87番地1																																				
滝沢小学校	滝沢村滝沢字外山86番地19																																				
滝沢第二小学校	滝沢村滝沢字巣子156番地8																																				
滝沢東小学校	滝沢村滝沢字狼久保795番地1																																				
一本木小学校	滝沢村滝沢字柳原22番地																																				
姥屋敷小学校	滝沢村鶺鴒字安達117番地19																																				
柳沢小学校	滝沢村滝沢字柳沢1171番地																																				
名称	位置																																				
篠木小学校	滝沢市篠木中屋敷60番地																																				
鶺鴒小学校	滝沢市鶺鴒洞畑87番地1																																				
滝沢小学校	滝沢市外山86番地19																																				
滝沢第二小学校	滝沢市巣子156番地8																																				
滝沢東小学校	滝沢市狼久保795番地1																																				
一本木小学校	滝沢市柳原22番地																																				
姥屋敷小学校	滝沢市鶺鴒安達117番地19																																				
柳沢小学校	滝沢市柳沢1171番地																																				
（中学校）	（中学校）																																				
第2条 <u>村立</u> の中学校を次のとおり設置する。	第2条 <u>市立</u> の中学校を次のとおり設置する。																																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>滝沢南中学校</td> <td>滝沢村鶺鴒字滝向11番地1</td> </tr> <tr> <td>滝沢中学校</td> <td>滝沢村滝沢字外山86番地20</td> </tr> <tr> <td>滝沢第二中学校</td> <td>滝沢村滝沢字巣子152番地91</td> </tr> <tr> <td>一本木中学校</td> <td>滝沢村滝沢字巣子148番地</td> </tr> <tr> <td>姥屋敷中学校</td> <td>滝沢村鶺鴒字安達117番地19</td> </tr> <tr> <td>柳沢中学校</td> <td>滝沢村滝沢字柳沢1171番地</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	滝沢南中学校	滝沢村鶺鴒字滝向11番地1	滝沢中学校	滝沢村滝沢字外山86番地20	滝沢第二中学校	滝沢村滝沢字巣子152番地91	一本木中学校	滝沢村滝沢字巣子148番地	姥屋敷中学校	滝沢村鶺鴒字安達117番地19	柳沢中学校	滝沢村滝沢字柳沢1171番地	<table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>滝沢南中学校</td> <td>滝沢市鶺鴒滝向11番地1</td> </tr> <tr> <td>滝沢中学校</td> <td>滝沢市外山86番地20</td> </tr> <tr> <td>滝沢第二中学校</td> <td>滝沢市巣子152番地91</td> </tr> <tr> <td>一本木中学校</td> <td>滝沢市巣子148番地</td> </tr> <tr> <td>姥屋敷中学校</td> <td>滝沢市鶺鴒安達117番地19</td> </tr> <tr> <td>柳沢中学校</td> <td>滝沢市柳沢1171番地</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	滝沢南中学校	滝沢市鶺鴒滝向11番地1	滝沢中学校	滝沢市外山86番地20	滝沢第二中学校	滝沢市巣子152番地91	一本木中学校	滝沢市巣子148番地	姥屋敷中学校	滝沢市鶺鴒安達117番地19	柳沢中学校	滝沢市柳沢1171番地								
名称	位置																																				
滝沢南中学校	滝沢村鶺鴒字滝向11番地1																																				
滝沢中学校	滝沢村滝沢字外山86番地20																																				
滝沢第二中学校	滝沢村滝沢字巣子152番地91																																				
一本木中学校	滝沢村滝沢字巣子148番地																																				
姥屋敷中学校	滝沢村鶺鴒字安達117番地19																																				
柳沢中学校	滝沢村滝沢字柳沢1171番地																																				
名称	位置																																				
滝沢南中学校	滝沢市鶺鴒滝向11番地1																																				
滝沢中学校	滝沢市外山86番地20																																				
滝沢第二中学校	滝沢市巣子152番地91																																				
一本木中学校	滝沢市巣子148番地																																				
姥屋敷中学校	滝沢市鶺鴒安達117番地19																																				
柳沢中学校	滝沢市柳沢1171番地																																				
（補則）	（委任）																																				

現 行	改 正 後
第 3 条 略	第 3 条 略

○宮古市立学校条例

平成17年6月6日
条例第182号



(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第1項並びに学校教育法(昭和22年法律第26号)第2条、第38条及び第49条の規定に基づき、市立の学校の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(平20条例29・一部改正)

(小学校)

第2条 小学校を次のとおり設置する。

名称	位置
宮古市立宮古小学校	宮古市横町5番1号
宮古市立鋤ヶ崎小学校	宮古市熊野町6番33号
宮古市立藤原小学校	宮古市立藤原上町1番37号
宮古市立磯鶏小学校	宮古市上村二丁目4番1号
宮古市立山口小学校	宮古市鴨崎町3番25号
宮古市立千徳小学校	宮古市西ヶ丘一丁目2番1号
宮古市立高浜小学校	宮古市高浜四丁目7番22号
宮古市立亀岳小学校	宮古市田代第16地割141番地
宮古市立花輪小学校	宮古市花輪第4地割26番地
宮古市立津軽石小学校	宮古市津軽石第4地割82番地
宮古市立赤前小学校	宮古市赤前第11地割49番地2
宮古市立重茂小学校	宮古市重茂第2地割12番地
宮古市立鶴磯小学校	宮古市重茂第26地割25番地6
宮古市立千鶏小学校	宮古市重茂第11地割39番地2
宮古市立崎山小学校	宮古市崎山第3地割2番地
宮古市立田老第一小学校	宮古市田老字館が森155番地2
宮古市立田老第三小学校	宮古市田老字星山54番地
宮古市立茂市小学校	宮古市茂市第3地割80番地1
宮古市立墓目小学校	宮古市墓目第6地割133番地
宮古市立刈屋小学校	宮古市刈屋第11地割48番地3
宮古市立和井内小学校	宮古市和井内第11地割2番地
宮古市立川井小学校	宮古市川井第5地割101番地1
宮古市立川井西小学校	宮古市川内第4地割8番地
宮古市立門馬小学校	宮古市区界第4地割148番地1
宮古市立江  小学校	宮古市江  第12地割8番地1
宮古市立小国小学校	宮古市小国第9地割81番地1

(平18条例48・平21条例30・平22条例38・平23条例29・一部改正)

(中学校)

第3条 中学校を次のとおり設置する。

名称	位置
宮古市立第一中学校	宮古市宮町二丁目5番7号
宮古市立第二中学校	宮古市日の出町7番1号
宮古市立河南中学校	宮古市河南一丁目1番1号
宮古市立宮古西中学校	宮古市西ヶ丘二丁目1番1号
宮古市立花輪中学校	宮古市花輪第5地割132番地
宮古市立津軽石中学校	宮古市津軽石第11地割57番地
宮古市立重茂中学校	宮古市重茂第2地割1番地

宮古市立崎山中学校	宮古市崎山第3地割1番地1
宮古市立田老第一中学校	宮古市田老字館が森3番地
宮古市立新里中学校	宮古市刈屋第15地割133番地
宮古市立川井中学校	宮古市箱石第1地割4番地

(平18条例48・平21条例30・平22条例38・一部改正)

(管理)

第4条 市立の学校の管理に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、平成17年6月6日から施行する。

附 則 (平成18年12月15日条例第48号)

この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(平成19年規則第1号で平成19年2月5日から施行)

附 則 (平成20年6月27日条例第29号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成21年12月16日条例第30号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成22年1月1日から施行する。

附 則 (平成22年12月15日条例第38号)

この条例の規定中表の1の項の改正部分は平成23年1月24日から、表の2の項の改正部分は平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年12月14日条例第29号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。